

## 公共調達審査会活動状況報告書

(部局名) 秋田労働局

- 1 開催日 令和7年6月10日(火)
- 2 委員の氏名及び役職等 西村 吉隆 秋田労働局雇用環境・均等室長  
山口 寛史 秋田労働局労働基準部長  
紫藤 洋平 秋田労働局職業安定部長
- 3 審査対象期間 令和7年1月1日～令和7年3月31日契約締結分

## 4 審査契約件数

## (1) 公共工事

- ① 競争入札によるもの(様式1)
- ・ 審査対象件数 0 件
  - ・ 審議件数 0 件
- うち、低入札価格調査の対象となったもの 0 件

- ② 随意契約によるもの(様式2)
- ・ 審査対象件数 0 件
  - ・ 審議件数 0 件

## (2) 物品・役務等

- ① 競争入札によるもの(様式3)
- ・ 審査対象件数 2 件
  - ・ 審議件数 1 件
- うち、契約金額が500万円以上のもの 0 件
- うち、参加者が一者しかないもの 1 件
- うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件
- うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0 件

- ② 随意契約によるもの(様式4)
- ・ 審査対象件数 3 件
  - ・ 審議件数 0 件
- うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0 件
- うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかないもの 0 件
- うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件
- うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0 件

## 5 審査案件の抽出方法

公共調達審査会運営要綱第7条に基づき、下記について審査案件として抽出した。  
○公共工事については、低入札価格調査の対象となったもの  
○物品・役務等については、  
・ 契約金額が500万円以上のもの全て  
・ 新規契約で競争性のない随意契約で調達しているもの  
・ 応札者が一者しかないもの

## 6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

案件全てについて適切と判断

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

別紙様式1

(競争入札によるもの)

審議対象期間 令和7年1月1日～令和7年3月31日 契約締結分

部局名 秋田労働局

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
	該当なし											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低価格入札調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し契約において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

別紙様式2

〔随意契約によるもの〕

審議対象期間

低入札価格調査の対象

令和7年1月1日～令和7年3月31日契約締結分

部局名

秋田労働局

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
	該当なし												

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低価格入札調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し契約において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

契約金額500万円以上のもの又は参加者が一者しかないもの

令和7年1月1日～令和7年3月31日契約締結分

別紙様式3

〔競争入札によるもの〕

審議対象期間

部局名 秋田労働局

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	秋田労働局総務課外5か所で使用する複合機（6台）の購入及び保守契約	支出負担行為担当官 立花剛 秋田労働局総務部 秋田市山王七丁目1-3	令和7年2月28日	富士フィルムビジネス イノベーションジャパン 株式会社秋田営業所 秋田市山王二丁目1-54	1011101015050	一般競争入札	3,932,977	2,885,476	73.4%	2者		
2	秋田労働局管内各官署防災用ヘルメット購入契約	支出負担行為担当官 立花剛 秋田労働局総務部 秋田市山王七丁目1-3	令和7年3月3日	ミドリ安全秋田株式会社 秋田市外旭川字三後 田204番地	3410001002496	一般競争入札	2,474,010	2,356,200	95.2%	1者	所見なし	

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低価格入札調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し契約において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

別紙様式4

〔随意契約によるもの〕

審議対象期間

契約金額500万円以上のもの又は新規で調達しているもの  
令和7年1月1日～令和7年3月31日契約締結分

部局名 秋田労働局

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	雇用保険業務で使用する各種受給資格者のしおり、リーフレット等の作成	支出負担行為担当官 立花剛 秋田労働局総務部 秋田市山王七丁目1-3	令和7年1月14日	株式会社塚田美術印刷 秋田市大町1丁目6番6号	4410001001745	予定価格から、会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第2号による随意契約	1,291,248	814,819	63.1%				
2	シュレッダーほか備品の購入等契約	支出負担行為担当官 立花剛 秋田労働局総務部 秋田市山王七丁目1-3	令和7年2月3日	株式会社とみや 秋田市山王3丁目8-34	1410001005526	予定価格から、会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第3号による随意契約	1,304,818	1,208,130	92.6%				
3	秋田県合同就職説明会の開催に係る会場使用契約	支出負担行為担当官 立花剛 秋田労働局総務部 秋田市山王七丁目1-3	令和7年3月6日	秋田ホテル株式会社 秋田市中通二丁目6-1	3410001012826	貸室の借り入れに当たり利便性及び構造等に代替性がなく契約の性質又は目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	2,010,338	2,010,338	100.0%				

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低価格入札調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し契約において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。